

2007年度第2回JEITAソリューションサービス事業委員会セミナー

経済産業省

『情報システムの信頼性向上のための取引 慣行・契約に関する研究会最終報告書～ 情報システム・モデル取引・契約～』 に関するJEITAの取り組み

2007年7月20日

JEITA ソリューションサービス事業委員会
ソフトウェア開発モデル契約WG 主査

富士通株式会社
鈴木康史

経産省モデル取引・契約の背景

- 国民生活・社会経済活動におけるIT利用度の高まり
- 情報システム障害の社会的影響の深刻化
- ユーザ・ベンダー一体となった情報システムの信頼性・安全性向上の取り組みの必要性の高まり



平成18年6月15日経済産業省公表

「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」

(<http://www.meti.go.jp/press/20060615002/20060615002.html>)

信頼性向上ガイドラインのポイント

■ 企画・開発～保守・運用全体に関する事項

- 【企画・開発】ユーザ・ベンダ双方は、信頼性・安全性の水準を検討し、仕様に取り込む。
- 【保守・運用】情報システム障害発生時の対応手順を文書化し、合意。障害の内容・原因等を記録。
- 【全体横断】定量的手法を取り入れたプロジェクトマネジメントを実行。 等

■ 技術に関する事項

- 【手法・ツール活用】人手による誤りの排除等のためにモデル化言語、形式手法等を活用。
- 【基本構造の確立】将来の拡張性、障害の影響の最小化等を考慮。 等

■ 人・組織に関する事項

- 【人材育成】情報処理技術者試験およびITスキル標準等を活用。
- 【組織整備】障害発生時の経営層まで含めた緊急体制を整備。 等

■ 商慣行・契約・法的要素に関する事項

- 【契約】ユーザ・ベンダ双方の役割分担・責任関係を合意し、契約において明記。
- 【契約】情報システム構築の分業時の役割分担・責任関係を合意し、契約において明記。 等

信頼性向上ガイドラインの実行担保策

■ モデル契約の策定・活用

■ 政府調達における活用

■ 診断(ベンチマーキング)方法の整備

経産省モデル取引・契約の検討

- 2006年6月～2007年3月
- 経済産業省商務情報政策局情報処理振興課
- ユーザ団体、ベンダ団体、有識者（弁護士等）による研究会

吉田 正夫	三木・吉田法律特許事務所
飯塚 顕治	JISA 取引・契約部会部会員 新日鐵ソリューションズ(株)法務・知財財産部法務グループシニアマネージャー)
池原 進	日興シティグループ証券(株)情報システム本部長マネジングディレクター
大谷 和子	JISA 取引・市場委員会・契約部会 部会長((株)日本総合研究所 法務部長)
上山 浩	日比谷パーク法律事務所
木内 里美	大成建設(株) 社長室 理事 情報企画部部長
鈴木 康史	JEITA ソフト開発モデル契約WG 主査(富士通(株) 法務・知的財産権本部 法務部長代理)
西村 隆	JUAS システムに関する契約問題検討委員会副委員長 東京海上日動火災保険(株) IT企画部 企画室 IT予算グループ 課長
野々垣典男	JUAS システムに関する契約問題検討委員会委員長((株)JTB情報システム グループIT推進室長)
板東 直樹	CSAJ CSAJ/JCSSA情報システムの信頼性向上の契約等に関する検討会 副主査 アップデートテクノロジー(株) 代表取締役社長
藤原 宏高	ひかり総合法律事務所
松本 美信	JEITAソリューションサービス事業委員会幹事 日本電気(株) 法務部法務主幹(兼)国内営業BU 契約支援部部長
御宿 哲也	あおば法律事務所
村上 憲稔	IPAソフトウェアエンジニアリングセンター開発プロセス共有化部会主査 富士通(株) プロフェッショナルサポートビジネスグループ エグゼクティブアーキテクト

最終報告書 3つのアウトプット

■ モデル契約プロセス

- デューデリジェンス（実態把握）の実施～契約締結～変更管理手続（仕様変更、契約変更）までの取引ルールモデルを構築
- RFI/RFP、提案書/見積書の記載項目の例示
- 見積時期とリスクの関係を踏まえ、多段階契約と再見積の考え方を採用

■ モデル契約書（企画・開発、保守・運用）

- 情報システム特有の性質、取引慣行を考慮
- 契約書において決定すべき事項やそれを承認・変更する手続を具体的に明示
- 逐条解説つき

■ 関連ドキュメントモデル

- モデル契約書関連するドキュメント（RFP、提案書等）について、可能な限り詳細なドキュメントを例示

JEITAの受け止め方

- 情報システムの信頼性向上
- 情報システム取引の可視化
- 情報システム取引に関するユーザ・ベンダ間の
共通基盤の整備
- 旧JEITA「ソフトウェア開発モデル契約書」の拡充
(当団体の前身である(社)日本電子工業振興協会が1994年に公表した「ソフトウェア開発モデル契約書」)

経産省モデル取引・契約の特徴

- 超上流でのユーザの役割・責任の明確化
- 多段階契約と再見積の考え方の採用
- 以下の点の明記
 - 要件定義・外部設計での仕様検討会と仕様確定手続
 - 仕様変更/契約条件変更に関する手続
 - 未確定事項の取り扱い
 - マルチベンダ時のユーザの全体プロマネ責任
 - 第三者ソフトウェア、フリーソフトウェア/オープンソースソフトウェアの取り扱い

JEITAでの取り組み

■ 対象

■ モデル契約プロセス

- デューデリジェンス（実態把握）の実施～契約締結～変更管理手続（仕様変更、契約変更）までの取引ルールのモデルを構築
- RFI/RFP、提案書/見積書の記載項目の例示
- 見積時期とリスクの関係を踏まえ、多段階契約と再見積の考え方を採用

■ モデル契約書（企画・開発、保守・運用）

- 情報システム特有の性質、取引慣行を考慮
- 契約書において決定すべき事項やそれを承認・変更する手続を具体的に明示
- 逐条解説つき

■ 関連ドキュメントモデル

- モデル契約書関連するドキュメント（RFP、提案書等）について、可能な限り詳細なドキュメントを例示

JEITAでの取り組み

■ 第1期(2007年度上期)

- 「ソフトウェア開発委託基本モデル契約」JEITA補整版の確定
- 補整点の明確化と考え方の整理

■ 第2期(2007年度下期)

- 「ソフトウェア開発委託基本モデル契約」JEITA補整版のコンメンタール
- 「モデル契約プロセス」JEITA補整版
- 個別契約・明細のサンプル

「ソフトウェア開発委託基本モデル契約」 2007年JEITA補整版

1994年版JEITAソフトウェア開発モデル契約書

拡充

経産省ソフトウェア開発委託基本モデル契約書

基本に据えて
補整

「ソフトウェア開発委託基本モデル契約書」
2007年JEITA補整版

補整の観点

■基本はあくまで

- 「経産省ソフトウェア開発委託基本モデル契約書」

■補整の観点

- ソフトウェア開発の経験等を踏まえた検討の深化
 - 未確定事項が確定されなかった場合の扱い
 - 委任作業における作業量限定
 - 連絡協議会、等
- ベンダとしての要望
 - 再委託可能な業務範囲(全部または一部)
 - 瑕疵の定義(仕様書との不一致)
 - 主要論点(損害賠償範囲、再委託時の事前承認等)、等

補整点の説明

- なぜ変えたのか？
- なぜ変える必要があるのか？
- なぜ選択したのか？
- なぜそのような立場をとるのか？
- それは開発プロジェクトとどのような関係になるのか？

補整版の意義

- ベンダの色が出るかもしれません。
- しかし、それはユーザとベンダ間の対立を助長するものではありません。
- ユーザとベンダの認識・意図のズレを埋めていく議論のスタートポイントです。
- 建設的な議論により最終的にユーザとベンダが同じ思いをもってプロジェクトに取り組まれることを望むものです。

コメントール(予定)

- 経産省ソフトウェア開発委託基本モデル契約書逐条解説とは異なる観点からの解説
 - 当該条文の適用上、運用上の注意点
 - 補整点に関する解説
 - 旧JEITAソフトウェア開発モデル契約解説書の解説の活用(特に背景となる法律の考え方など)
 - 旧JEITAソフトウェア開発モデル契約の対応条文もオプションとして提示

「モデル契約プロセス」JEITA補整版 補整点(予定)

- 注意すべきプロセスの追加
- チェックポイント集
- リスク事例

個別契約のサンプル(予定)

■ 個別契約・明細の重要性

以下の事項を具体的に規定する。

- 作業範囲
- 役割分担
- 作業スケジュール
- 作業期間・納期
- 納入物

■ 上記のサンプルの検討

JEITA

ソリューションサービス事業委員会
ソフト開発モデル契約WG